平成２１年（フ）第４７１号
山口県下関市熊野町３丁目２番12―502号
アーデント熊野
債務者　静間　　陽
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４７２号
山口県下関市熊野町３丁目２番12―502号
アーデント熊野
債務者　静間有賀里
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
山口県下関市本町１丁目７番７号　ハイツだんのうら101号、前住所山口県下関市長府松小田東町４番１号
債務者　河崎　佳夫
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
山口県下関市大字清末2550番地５　市営清末時末住宅143号
債務者　本山なおみ
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
山口県下関市大字清末2550番地　市営住宅77号
債務者　石飛　恵真
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
山口県下関市豊田町大字矢田528番地１
債務者　國分富久美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
山口県下関市一の宮町２丁目２番24号　フラワーハイム201号
債務者　俵　久美子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
山口県下関市関西町７番12号
債務者　小野　明美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第５号
佐賀県唐津市相知町相知631　押川住宅Ｂ―６―３、住民票上の住所佐賀県唐津市厳木町岩屋1106番地35
債務者　山口　弘樹
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第４８号
福島県いわき市四倉町上仁井田字岸前13番地の２
債務者　折原　富夫
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第６２号
熊本市沼山津４丁目22番６号
債務者　江島　精也
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６３号
熊本市沼山津４丁目22番６号
債務者　江島　敏代
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６４号
熊本市小島下町3643番地
債務者　中島　英章
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９２号
熊本市花園４丁目８番56号
債務者　長命久美子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９４号
熊本市横手４丁目10番28号　コーポ宮崎103号
債務者　松本美代子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０７号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩釜野澤25番地２
債務者　柳谷　善彦
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係